

岐阜県商工会連合会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1	男性職員の子育てを目的とする休暇取得の促進 男性職員の平均育児休業等取得率 30%以上とする
-----	---

＜対策＞令和8年4月～

- 育児休業等の対象となる子がある職員を把握し、制度内容を周知する。
- 月例会における情報共有（年に2回）や、グループウェアの活用により制度周知を行い、子育てを目的とする育児休業等が取得しやすい環境を整える。

目標2	職員一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を15時間未満とする。
-----	---

＜対策＞令和8年4月～

- 職員の労働時間を把握する。
- 対象者の属する部署ごとで、管理者による業務分担計画を立案する。